

# 令和8年度武蔵村山市空き店舗活用補助金交付要綱

〔 令和8年4月18日  
訓令（乙）第80号 〕

## （目的）

第1条 この要綱は、武蔵村山市内（以下「市内」という。）の商店街等における空き店舗を活用して事業を営もうとする者に対して令和8年度武蔵村山市空き店舗活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空き店舗の解消を図るとともに、商店会の新たな担い手を増やし、商店街並びに地域経済の活性化及び商店会の持続的な活動に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 次のアからエまでに掲げる事項に照らし、市長が認める区域をいう。
  - ア 小売業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
  - イ 社会通念上、消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
  - ウ 人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
  - エ 商店会が組織され、その活動を行うための会則等を有していること。
- (2) 空き店舗 商業活動又は事務所の用に供していた施設であって、連続して3か月以上利用されていないもの（大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。）を除く。）をいう。
- (3) 特定空き店舗 市内に所在する空き店舗のうち、市が運用する空き店舗物件登録フォームに登録されたものをいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第3項に規定する小規模企業者をいう。
- (5) フランチャイズチェーン 次のアからウまでのいずれにも該当する業態をいう。
  - ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されていること。
  - イ 物品販売、サービス提供その他の事業及び経営について、本部からの援助、統制、指導等に基づき、統一的方法により実施されていること。
  - ウ ア又はイの対価として本部に金銭を支払っていること。
- (6) 商店会 商店街の発展及び会員相互の親睦を目的として組織された事業者の団体をいう。

## （交付の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 事業を営む特定空き店舗について、賃貸借契約を締結していること。
- (2) 事業の運営に際して許認可その他法律に基づく資格が必要な場合にあつては、当該資格を取得し、又は開業日までに取得する見込みが確実であること。
- (3) 事業の内容が射幸心をあおり、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがないものであり、かつ、公的な支援を行うことが適当と認められるものであること。
- (4) 特定空き店舗において、1年以上継続して事業を営むことが見込まれること。

- (5) フランチャイズチェーンでないこと。
  - (6) 特定空き店舗の所有者と2親等以内の親族でないこと、又は同一の法人若しくは団体に属する者でないこと。
  - (7) 既に事業を行っている者が当該事業に係る市内の店舗を移転等して特定空き店舗において事業を営もうとする場合にあっては、移転等する前の店舗を空き店舗としないこと。
  - (8) 特定空き店舗が所在する区域が商店街の場合、当該区域の商店会に加入し、又は加入を承認されていること。
  - (9) 前号に該当しない場合は、武蔵村山市商工会に加入し、又は加入を承認されていること。
  - (10) 市税を滞納していないこと。
  - (11) 他の自治体等が行う同種の補助金等の交付を受けていないこと。
  - (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は、交付対象者としなない。
- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行う者
  - (2) 補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した者  
(補助金の交付)

第4条 市長は、交付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金の交付は、同一の者について1回に限るものとする。

(対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が事業を営むために必要となる特定空き店舗の改修工事に要した経費（以下「改修経費」という。）及び当該特定空き店舗を賃借するために必要な賃料（敷金、礼金その他これに類する費用を除く。以下「店舗賃料」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、店舗賃料が類似の店舗物件の賃料と比較して不当に高額であると認めるときは、当該店舗賃料を補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 改修経費 改修経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が300,000円を超える場合は、300,000円（特定空き店舗が商店街の区域外に所在する場合は150,000円）とする。
- (2) 店舗賃料 月額店舗賃料の実支出額に2分の1を乗じて得た額と50,000円とを比較していずれか低い額（以下「算定基準額」という。）に、補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）の属する月から令和9年3月までの月数（以下「算定月数」という。）を乗じて得た額とする。ただし、交付対象者が申請日前に特定空き店舗の賃貸借契約を締結しているときは、算定基準額に、当該契約日の属する月から申請日の属する月の前月までの月数を算定月数に加えた月数（加算後の月数の上限は、特定空き店舗が商店街の区域内にある場合にあっては12月、商店街の区域外にある場合にあっては6月とする。）を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、改修経費については特定空き店舗の改修工事前にあらかじめ、店舗賃料については令和8年12月25日までに、武蔵村山市空き店舗活用補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 特定空き店舗の賃貸借契約の内容及び店舗賃料が分かる書類
- (3) 改修経費に係る補助金の交付を受けようとする者にとっては、特定空き店舗の改修工事の経費の内訳が分かる見積書等
- (4) 店舗の現況が分かる写真又は平面図
- (5) 法人にとっては履歴事項全部証明書の写し、個人にとっては運転免許証等の本人確認書類の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (6) 特定空き店舗において新たに事業を営もうとする者以外の者にとっては、決算に関する書類（法人にとっては決算報告書（申請を行う月の属する年度の前年度分）の写し、個人にとっては確定申告書（申請を行う月の属する年度の前年分）の写し）
- (7) 市税等の納付を証明する書類
- (8) 振込先口座の通帳の口座番号及び名義人の記載があるページの写し
- (9) 許認可その他資格を証明し、又は取得する見込みであることが分かる書類の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第7号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、武蔵村山市空き店舗活用補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更又は中止）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更し、又は中止しようとするときは、武蔵村山市空き店舗活用補助金事業変更等申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請に係る変更又は中止を承認したときは、武蔵村山市空き店舗活用補助金事業変更等承認通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、補助金の対象となる改修工事が完了したときは、令和9年3月31日までに武蔵村山市空き店舗活用補助金実績報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 改修工事の支払に係る領収書の写し
- (2) 改修工事に係る契約書の写し
- (3) 改修工事施工前、施工中及び施工後の特定空き店舗の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、補助金の交付に係る店舗賃料の支払が完了したときは、決定通知書に記載された補助対象期間ごとに、当該期間の末月（補助金の交付の決定を受けた時点で既に経過した期間がある場合の経過した補助対象期間については、交付の決定を受けた月）の翌月の末日までに、報告書に次に

掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 店舗賃料の支払をしたことが分かる書類（領収書、通帳等の写し）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、武蔵村山市空き店舗活用補助金交付額確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求等の手続)

第12条 補助金の交付請求等の手続は、この要綱に定めるもののほか、武蔵村山市会計事務規則（昭和52年武蔵村山市規則第52号）の定めるところによる。

(交付の条件)

第13条 補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 商店会の活動に積極的に参加すること。
- (2) 補助金は、補助対象経費に充当するものとし、その目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助事業の会計を明確に記載した帳簿を備えるとともに、その証拠書類を整備して、少なくとも5年間保存すること。
- (4) 市長が特に必要と認めるときは、店舗賃料の推移等の資料並びに前号の帳簿及び書類を提出すること。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵村山市空き店舗活用補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に廃業し、補助金の交付を受けた店舗の賃貸借契約を解約し、又は当該店舗を移転したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、速やかに補助金を市に返還しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。